資　　料

１　用語解説

○アイウエオ順
○（　　）内は各計画における最初の掲載ページ数

ア.【アイデンティティ(identity)】(基本計画　P18　アクションプラン　P39)
　一般に自己同一性、帰属意識と訳されるが、市民懇話会最終報告では「自信と誇りに支えられた独自性の感覚」としており、教育改革では松戸市の一市民として、あるいは地域の構成員として、松戸市や地域を支えていくための意識づくりの一環と捉えている。

ア.【アスペルガー症候群】(基本計画　P25)
　疾病分類上の地位はまだ確立していないが､自閉症を特徴づけるのと同じタイプの障害であり、人とのやりとり関係の質的な異常、さらに興味や活動の範囲が狭く限られ、固定的・反復的であることを特徴とする。言語や認知的発達の全体的な遅れや停滞がないことにより自閉症から区別され、全体的な知能は正常だが、運動の不器用さが目立つことが共通に見られる。
　　ＷＨＯ（世界保健機関）「国際疾病分類」1992　より

イ.【インターンシップ(internship)】(基本計画　P27　アクションプラン　P39)
　実習訓練期間。大学生等が免許取得に係る単位を得るために一定期間、現場での訓練を必要とする制度であり、現在、各方面で広がりつつある。

イ.【生きる力】(基本計画　P8　アクションプラン　P24)
　学習指導要領がねらいとしている「生きる力」とは、「自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する能力や、豊かな人間性、健康体力などのこと」（文部科学省）である。

カ.【学力】(基本計画　P12　アクションプラン　P1)
　多様な個性の基盤となる基礎的基本的な知識･技能と思考力や表現力、意欲、学習習慣・態度など、いわゆる「学んだ力」「学ぶ力」「学ぼうとする力」「学びを活かす力」の総合力のこと。
　文部科学省は、「基礎･基本を確実に身に付けて、その上で自ら学び考える力を育成する」という考え方に立ち、「確かな学力」を身に付けていくことが今後の在り方であると表明した。
　　文部科学省　２００２アピール「学びのすすめ」　より

カ.【学校評議員】(基本計画　P26　アクションプラン　P34)
　学校教育法施行規則第２３条の３に「小学校には、設置者の定めるところにより、学校評議員を置くことができる」（同規則第５５条で中学校に準用）との規定があり、「学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることができる」（同条２項）ものとされている。
　市立学校の設置者は教育委員会であることから、松戸市立小学校及び中学校管理規則（松戸市教育委員会規則第２号）第１０条において「学校に、学校評議員を置くことができる。」と定め、同２項で「学校評議員は、当該学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するもののうちから、校長が推薦し、教育委員会が委嘱する。」ものとしている。

キ.【基礎基本】(基本計画　P11　アクションプラン　P24)
　ここでいう「基礎基本を身に付ける」とは、「生きる力」と「生涯にわたって学ぼうとする意欲」とを培い育むこと。

「児童生徒に基礎基本を身に付けさせる指導を行う」とは、児童生徒が、自ら、自他の命を大切にしながら豊かな心を育て、社会性を養い、学ぶべき学習内容を習得し、学ぶ意欲を身に付けられるよう、指導を行うこと。

また、学校での経験や体験は、児童生徒が将来生きがいのある生活を送るための基盤になるとも言われている。

キ.【協働】(基本計画　P3　アクションプラン　P2)

松戸市が進める「市民協働によるまちづくり」とは、市民の自主的な行動のもとに、市民と行政が良きパートナーとして連携し、それぞれの知恵と責任においてまちづくりに取り組むことである。

「協力・参加」は、市民が行政の管理の下で事業の実施に関わることを言い、責任は行政が負う。「参画」は、これを一歩進め、事業計画の策定や検証などの過程にも携わることをいう。しかし、責任は行政が負うものである。

これらに対し「協働」とは、市民と行政とが対等な立場で責任を共有しながら、それぞれの手段により目標の達成に向けて連携しようとするものであり、換言すれば、「自立した市民」と「行政」とがそれぞれの限界をわきまえた上で連携していくことである。

このように、本来は、自立を前提とする「協働」であるが、松戸市教育改革市民懇話会では、真の自立に向けて具体的な取組を先行する枠組としての「協働」を含む、幅広い概念として用いていた。この考え方をさらに進めて、本教育改革で推進しようとしているのが、新しい「公共」づくりである。(基本計画　P13　アクションプラン　P2　参照)

コ.【校長の裁量権の拡大】(基本計画　P18　アクションプラン　P25)

子どもの個性を生かした教育を目指す特色ある学校づくりを進める観点から、校長が学校経営の責任者としてその職責を全うできるよう、学校の人事・予算等における校長の裁量権の拡大を図ろうとするもの。

一例として、校長の権限で一定枠内の予算を執行することが可能になることによって、専門性を有する人材など地域の教育資源を学校で活用することができるようになるなど、当該学校が抱える独自の課題について速やかな対応が図れるようになると考えられる。

コ.【コミュニティスクール（community school)】(基本計画　P26　アクションプラン　P31)

「地域社会と緊密に結合し、地域社会の生活や課題に基づいて学習計画を立て、教育を行う学校」（広辞苑）のことで、地域社会学校とも呼ばれている。いわゆる、地域独自のニーズに基づいて地域コミュニティが運営する公立学校のことであり、①設置主体は市町村、②市町村が校長を募集し、有志の提案を市町村が審査して学校を設置、③校長がマネージメントチームを任命し、教員採用権を持って行う学校経営、④定期的な学校経営とその成果のチェック（場合により認可取り消し)、という要件が一般的に示されている。

教育改革国民会議（平成１２年１２月）から「地域が運営に参画する新しいタイプの公立学校」が提示され、総合規制改革会議第一次答申（平成１３年１２月）で導入の提言があった。

アメリカには、公立の特別認可校であるチャータースクール（charterschool）がある。これは、学校をつくりたい者や団体が教育目標や学校経営に関して計画書を作り、自治体と契約を交わし、学校設置の認可を得るという過程を経て設立・運営されるもので、５年ごとに生徒の成績や財務状態などの審査を行っている。また、イギリスにはＬＭＳ（Local Management of Schools　地域による学校経営）があり、国民会議が提唱するコミュニティスクールは、チャータースクールとＬＭＳとの中間的な制度と位置づけられる。

シ.【出席停止】(基本計画　P33)

学校教育法第２６条は「市町村の教育委員会は、次（①他の児童生徒に傷害、心身の苦痛または財産上の損失を与える行為、②職員に傷害または心身の苦痛を与える行為、③施設または設備を損壊する行為、④授業その他の教育活動の実施を妨げる行為）に掲げる一又はニ以上を繰り返し行う等性行不良であって他の児童生徒の教育に妨げがあると認める児童生徒があるときは、その保護者に対して、児童生徒の出席停止を命ずることができる。」と規定している。

これは、いじめ、暴力行為、不登校といった児童生徒の問題行動が憂慮すべき状況にある中、学校の秩序を維持し、児童生徒の教育を受ける権利を保障し、安心して学校に通うことができるようにするための措置である。

教育改革国民会議は、「問題を起こす子どもへの対応をあいまいにしない」との提言を出し、この制度の重要性を訴えた。

シ.【少人数学級】(基本計画　P31)

学級の上限定数を現行よりも少ない人数にしようというもの。

現行では、４０人が上限として定められており、そのため、同一学年の児童生徒数が４１人になると、２０人の学級と２１人の学級の２学級編制となる仕組みになっている。これに対し、「３０人学級」とは、上限を３０人にしようというもので、同一学年の児童生徒数が３１人の場合には、１５人学級と１６人学級ができることになる。

なお、学級編制は、県の教育委員会が定めた基準に従い、市の教育委員会が行う（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第４条）が、予め県教育委員会に協議し、同意を得なければならない（同第５条）ことになっている。

シ.【少人数制】(基本計画　P25　アクションプラン　P25)

学級全体を対象として一斉の授業を行うのではなく、教科等の特質を踏まえながら学級の成員（児童生徒）をいくつかの特性別少人数集団に分割し、集団の特性に応じた授業を行うもの。

日常生活は学級という集団の中で営まれるが、特定の教科（例えば算数・数学、理科）の時間については、１つの学級を２つに分割、あるいは２つの学級を３つに分割して授業が行われる。

セ.【セーフティネット（safety net)】　(基本計画　P7)

もともと、サーカスで披露される綱渡りや空中ブランコなどの曲芸における安全網のことで、最低限の生活を保障する安全策のこと。一定の制度の中で教育を受けるものが制度の外に置かれることになった場合に備えた、教育を受けるための安全策。

ソ.【ゾーン制】(基本計画　P23　アクションプラン　P9)

市内全体をいくつかの地域（区）に分けて、その一つ一つの地域（区）に独立性を持たせる仕組みに対して名付けたもの。

テ.【ディスクロージャー(disclosure)】(基本計画　P18)

情報公開。ここでは、学校の経営者（校長）が、児童生徒、保護者に対して、その経営目標、経営内容等をわかりやすく、明示すること。

学校の情報公開については、小学校設置基準、第二条「小学校は、その教育水準の向上を図り、当該小学校の目的を実現するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するするに努めるものとする。」第三条「小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、保護者等に対して積極的に情報を提供するものとする」と明記され、努力すべきものとされている。

ノ.【ノーマライゼーション(normalization)】(アクションプラン　P24)

障害のある人々を特別視しないで、障害のない人々と同じように受け入れ、必要な措置をすることにより、すべての人々が一緒に暮らすことができる社会、という福祉の在り方についての主張である。

ホ.【ホームスクール（home school)】(基本計画　P25　アクションプラン　P27)

学校へ行かず、家庭で学ぶこと・制度のことをいう。これまでの制度としては、明治時代（1890年）の小学校令第２２条に、「市町村長の許可を受くべし」と条件つきながら家庭における義務教育が認められていたことがある。

本教育改革としては、不登校対策の一つとして、あるいは家庭の教育力の向上に係るものとして注目している。

ホ.【ボランティア（volunteer)】(基本計画　P27　アクションプラン　P16)

「自ら進んで社会事業などに無償で参加する人」のこと。

“ボランティア活動”とは、「自由意志に基づき、主体的に他者が生活をしていく上での困難や社会が存続していく上での困難、また、より良い社会づくりへの必要性に共感し、それらの解決や改善、実現のために個人が持っている内発的な力を発揮する活動」を指している。

基本的には、自発性・自主性、無給性・無償性、公益性・公共性、創造性・先駆性等の性格を持つと言われている。

マ.【マニフェスト(manifesto)】(基本計画　P24、アクションプラン　P16)

１８３４年に英国での首相の選挙公約が起源と見られるが、米ではプラットホーム、欧州では選挙プログラムなどと呼ばれ、政策の数値目標や実施時期等を明確に示すことが必要とされている。本教育改革では、その考え方を学校経営と評価の改善へのヒントとして捉えている。

メ.【メディアリテラシー(media literacy)】(基本計画　P37)

電子メディアの操作能力を指すが、ここでは、一般の情報伝達方法も含めて、マスコミ等メディア全体を市民一人ひとりがどのように受け入れ、判断し、自分の生活に役立てることができるか、というメディア全体に対する活用能力を指している。

２　統計資料

（表　１）日本の人口比率の変化　　※ H22 以降は予測

	１９５０ (S25)	１９７０ (S45)	１９８０ (S55)	１９９０ (H2)	２０００ (H12)	２０１０ (H22)	２０５０ (H62)	２０７０ (H82)
１４未満人口	33.0%	23.9	23.5	16.9	14.7	14.3	13.1	13.5
６５以上人口	4.9%	7.1	9.1	12.1	17.2	22.8	32.3	30.0

（グラフ　１）

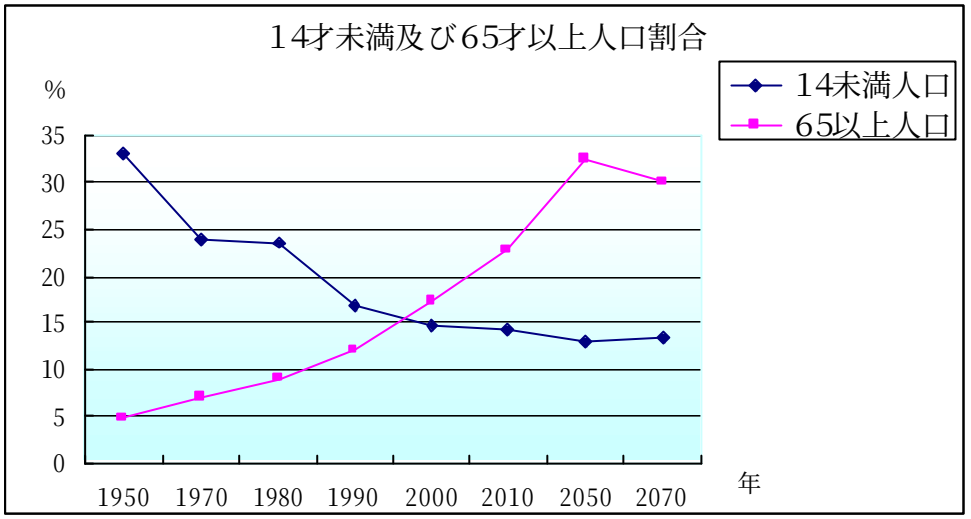

（表　２）国内総支出(GDE)実質対前年比

	１９６３ (S38)	１９６８ (S43)	１９７３ (S48)	１９７８ (S53)	１９８３ (S58)	１９８８ (S63)	１９９３ (H5)	１９９８ (H10)
国内総支出	8.8	12.0	8.0	5.3	2.3	6.2	0.3	－ 2.5

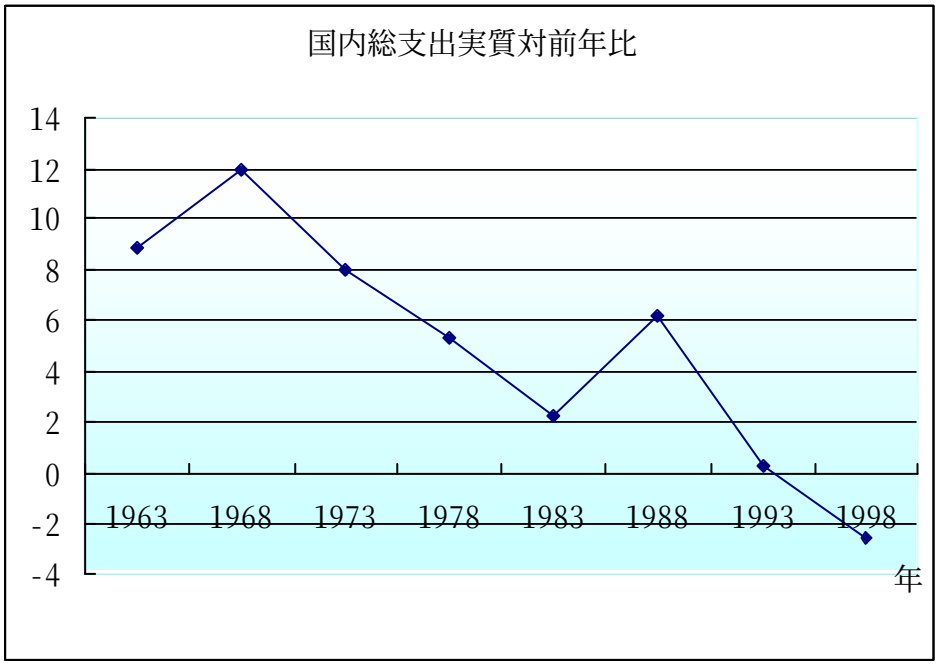

（グラフ　２）

（表　３）財政力指数（単年度）　　経年変化

	1994 (H6)	1995 (H7)	1996 (H8)	1997 (H9)	1998 (H10)	1999 (H11)	2000 (H12)	2001 (H13)
財政力指数	1.037	1.018	0.983	0.941	0.911	0.855	0.854	0.886

（グラフ　３）

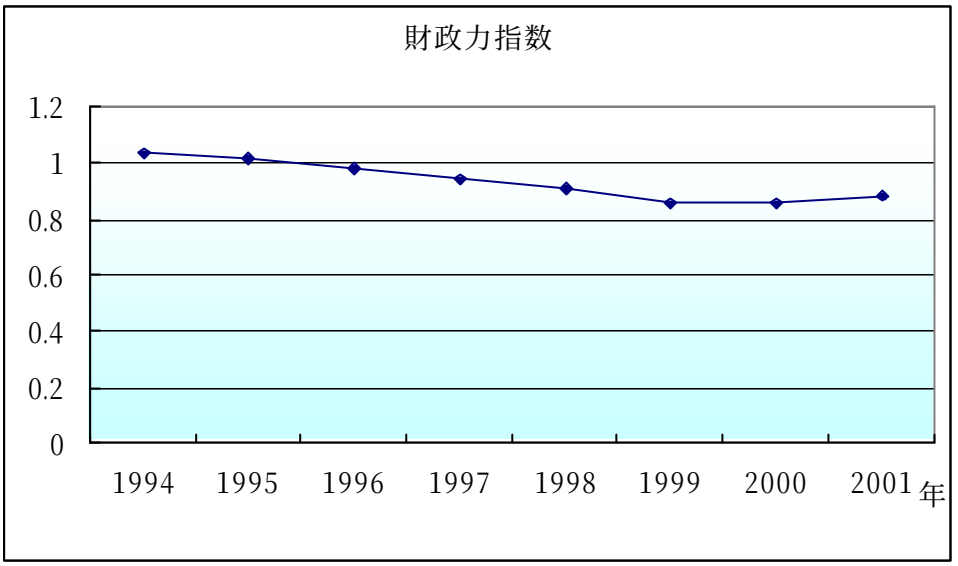

（表　４－１）経常収支比率　　経年変化

	1994 (H6)	1995 (H7)	1996 (H8)	1997 (H9)	1998 (H10)	1999 (H11)	2000 (H12)	2001 (H13)
経常収支比率	90.4	90.0	93.7	90.2	92.9	89.0	87.7	86.4

（表　４－２）公債費負担比率　　経年変化

	1994 (H6)	1995 (H7)	1996 (H8)	1997 (H9)	1998 (H10)	1999 (H11)	2000 (H12)	2001 (H13)
公債費負担比率	12.4	13.8	14.7	15.7	17.3	17.3	17.1	16.5

（グラフ　４）

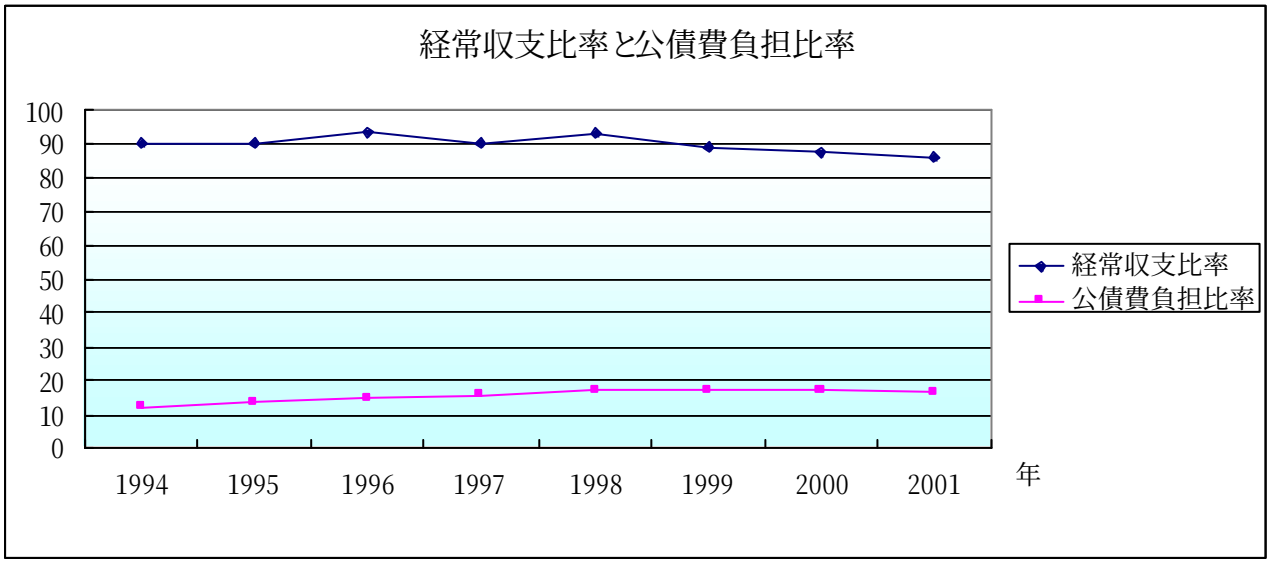

（表　５）総経費による一覧　　（松戸予算書より）

	１９８１ (S56)	１９８５ (S60)	１９９０ (H2)	１９９５ (H7)	２０００ (H12)
老人福祉費・老人福祉施設費	2.12%	1.15%	1.84%	2.36%	2.13%
児童福祉費	7.25%	6.92%	6.27%	6.24%	8.10%
小学校費・中学校費	18.68%	9.02%	5.56%	3.69%	4.36%

（グラフ　５）

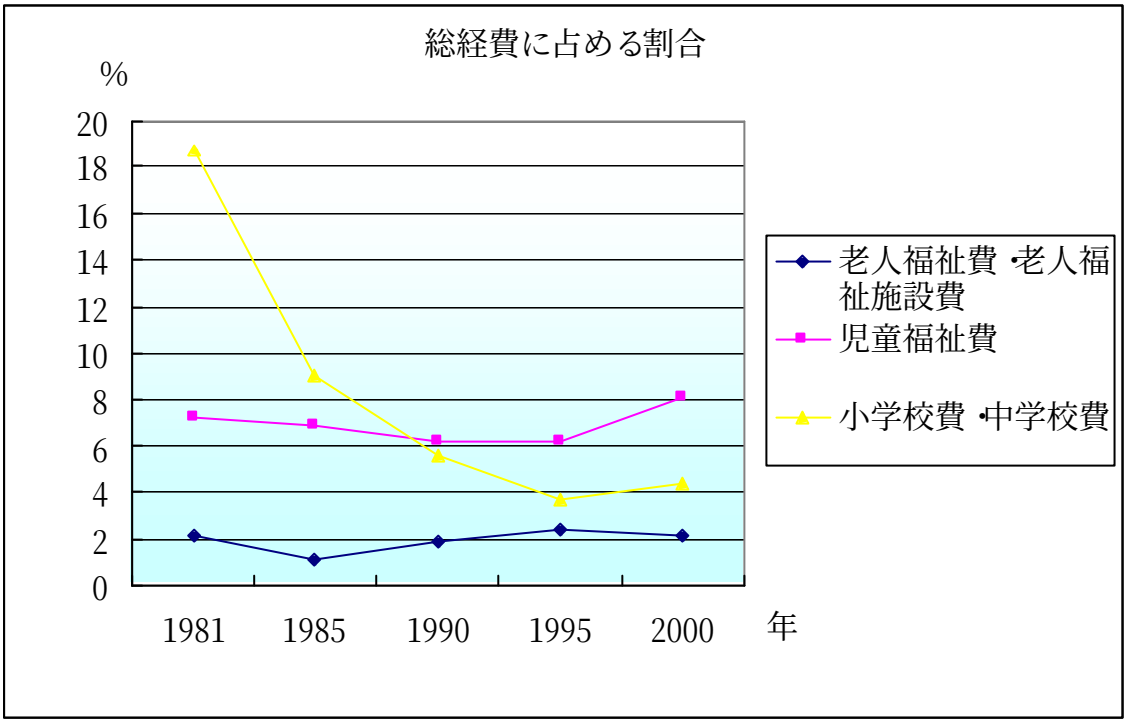

（表　６）充実感を感じる時　　（複数選択可）

	１９７６（S51）	１９８２（S57）	１９８７（S62）	１９９２（H4）	１９９７（H9）
家族団らん	46.2%	43.7%	40.9%	42.9%	45.1%
趣味スポーツに熱中	15.2	20.2	22.6	29.7	34.1
友人と会合	18.0	21.3	25.2	30.8	35.0
仕事	32.8	32.9	31.7	32.7	33.3
休養	23.0	23.6	28.1	34.6	35.8
勉強・教養	4.9	6.2	6.0	8.1	9.2
社会活動・奉仕	3.4	3.9	3.9	4.3	5.2
その他	0.9	0.7	0.4	0.3	0.7
ない・わからない	8.4	4.9	6.1	3.2	1.7

総理府（現　内閣府）広報室「国民生活に関する調査」より

（グラフ　６）

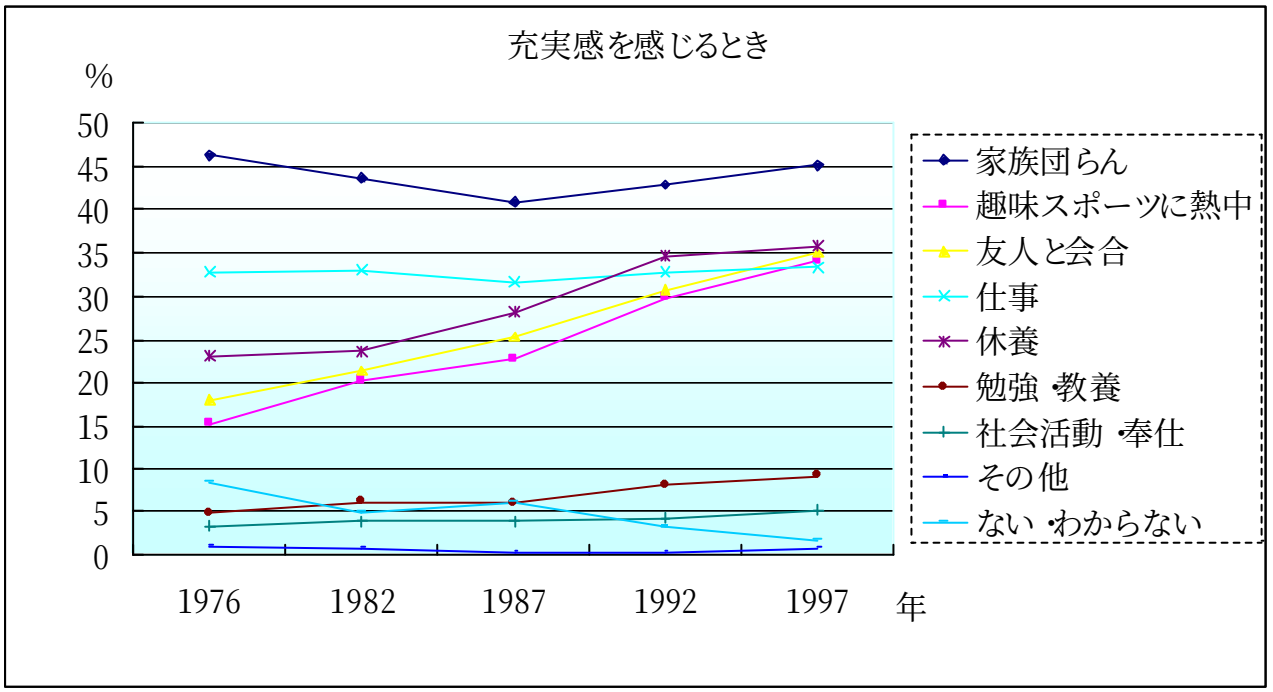

（表　７）子どもをもつことによって自分自身が成長したと感じる

	1998 (H10)	2002 (H14)
小学校３年生の保護者	54.1%	47.4%
小学校４年生の保護者	54.5	48.0
小学校５年生の保護者	53.2	52.3
小学校６年生の保護者	55.0	52.4
中学校１年生の保護者	55.6	48.3
中学校２年生の保護者	52.1	48.2
中学校３年生の保護者	53.8	48.0
	4475人	6085人

ベネッセ未来教育センター
「第２回子育て生活基本調査報告書」
第２章　子どものしつけ・教育観　木村敬子
子育ての場面　経年比較　　より
（調査対象者数　首都圏）

（グラフ　７）

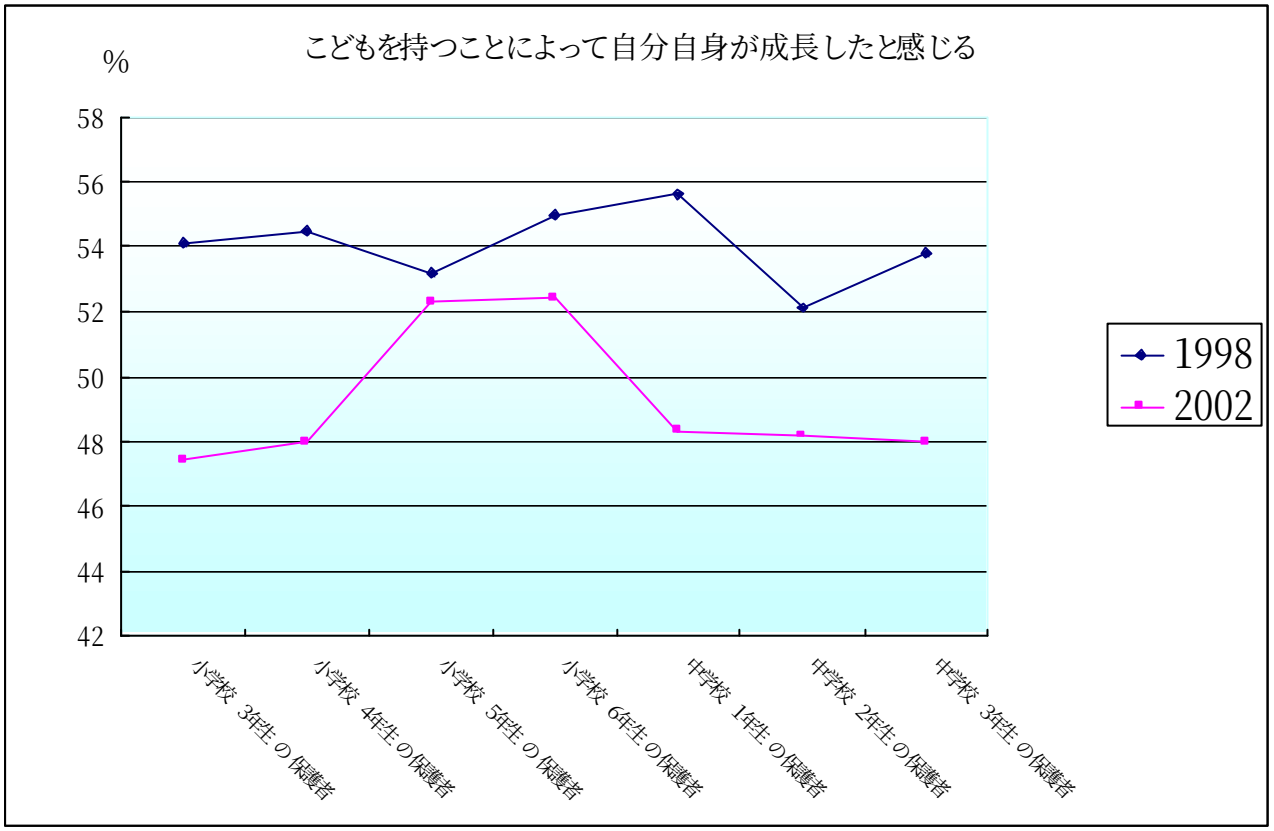

（表　８）家庭の教育方針の変化

	1998 (H10)	2002 (H14)
子どもがどういう友達とつきあっているかを知るようにしている	91.9%	92.5%
子どものしつけや教育については夫婦で考えている	81.4	79.0
教育に必要なお金はかけるようにしている	70.8	72.0
親子で意見が違うとき、親の意見を優先させている	46.7	55.6
子どもの教育・進学面では世間一般の流れに乗り遅れないようにしている	46.9	52.7
勉強のことは口出しせず、子どもにまかせている	49.5	48.4
子どもの将来を考えると習い事や塾に通わせないと不安である	42.7	48.0
子どもがすることを親が決めたり、手伝ったりすることがある	41.5	47.3
	4475人	4896人

ベネッセ未来教育センター　（調査対象者数　首都圏）
「第２回子育て生活基本調査報告書」
第２章　子どものしつけ・教育観　木村敬子　家庭の教育方針　より

（グラフ　８）

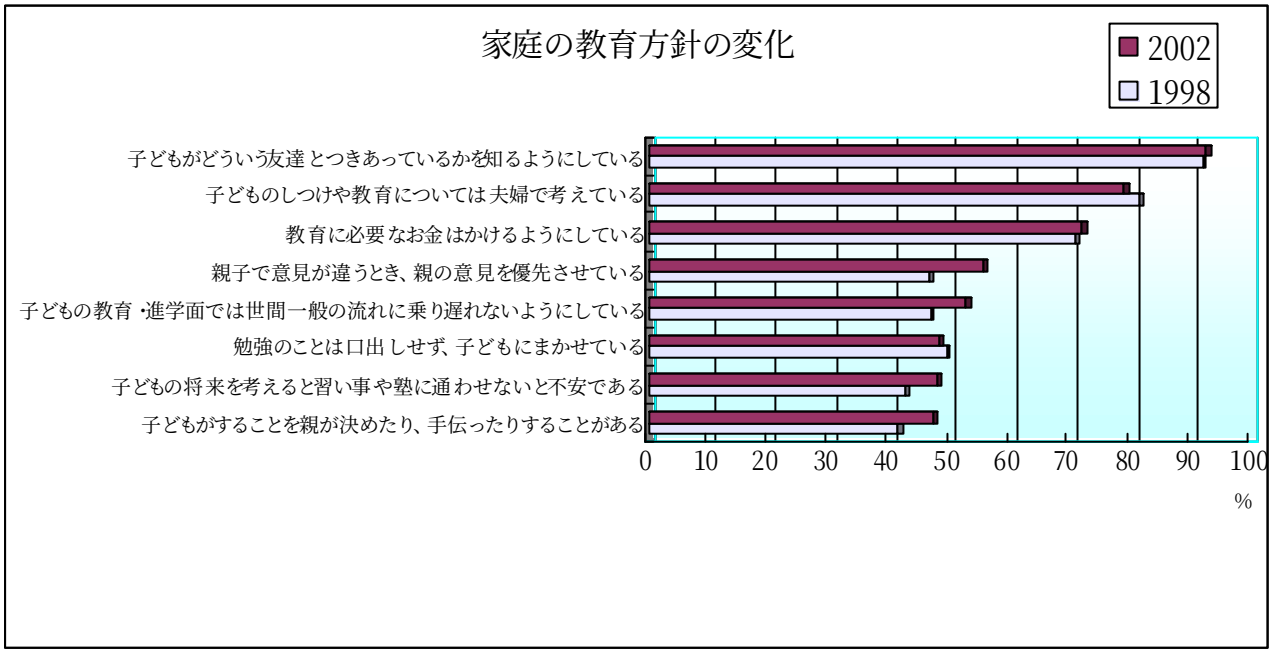

（表　９）松戸市の生涯学習機会提供の状況に対する評価

	非常にそう思う	ある程度そう思う	どちらとも言えない	思わない	わからない	無回答
経済的負担の軽減	3.9	28.5	16.7	12.3	28.6	10.0
情報提供	2.9	22.1	20.3	21.0	23.5	10.2
学習テーマの多様性	2.6	23.9	21.4	12.8	28.8	10.5
学習成果の地域での活用	2.4	17.4	26.7	12.5	30.5	10.5
学習機会の多様性	2.4	22.0	19.4	16.4	29.7	10.1
学習機会提供頻度の高さ	1.6	12.7	19.4	19.6	36.3	10.4
相談体制	1.0	7.3	23.9	22.6	35.0	10.3

平成１２年３月　「生涯学習基本計画策定のための調査研究報告書」より抜粋

（グラフ　９）

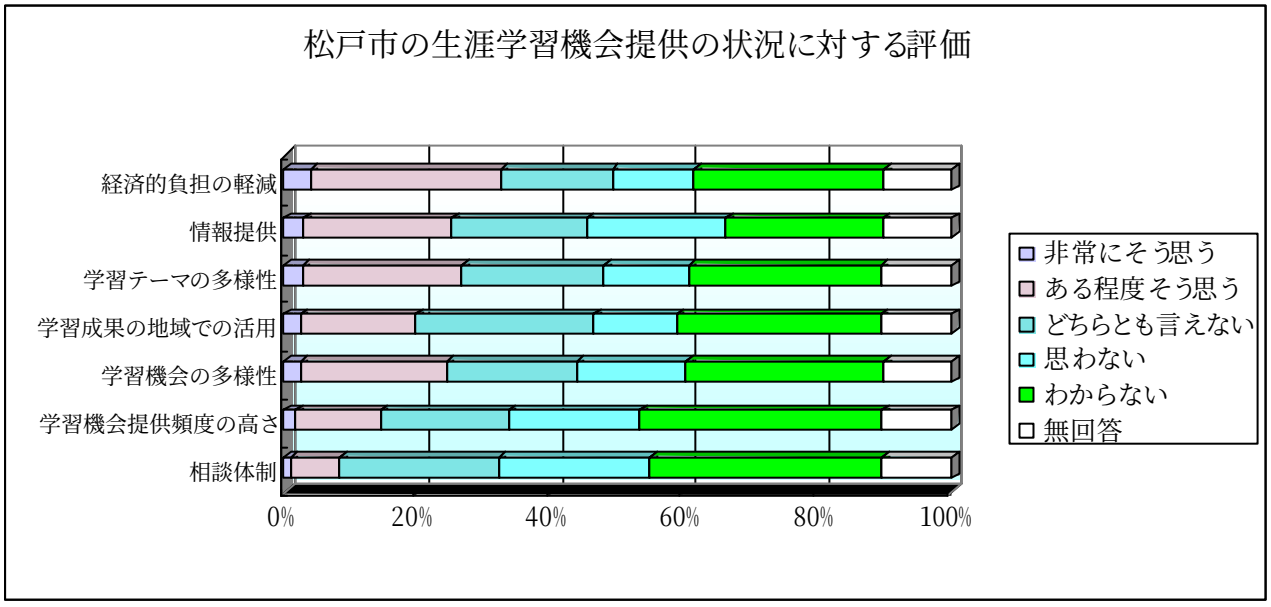

（表　１０）今後望まれる学習内容

学習内容	%
自分の家族の病気・健康	45.5
福祉	45.0
趣味・教養	45.0
平和・環境・人権等の社会的な問題	33.7
子どもの教育	22.6
地域の人や友人との人間関係	15.0
家計や収入など、家庭の経済	14.4
仕事	12.1
スポーツ	8.9
育児・家事	8.7
自治会・町内会	4.1
特にない	2.7
その他	1.5
不明	3.8

平成１２年３月　「生涯学習基本計画策定のための調査研究報告書」

（グラフ　１０）

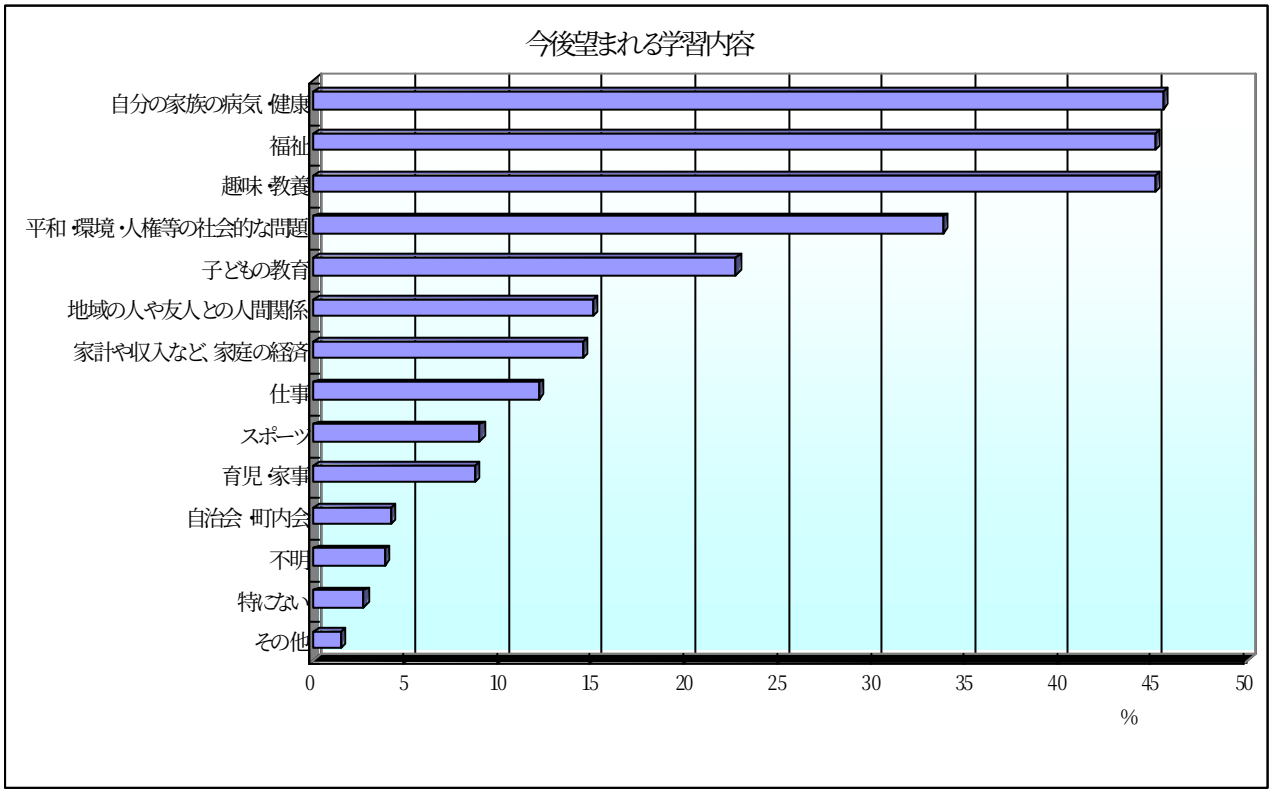

（表　１１）生涯学習の提供体制

項目	%
行政・民間・市民が役割分担すべき	65.5
主として行政が行うべき	7.7
主として市民一人ひとりが行うべき	5.8
主として民間が行うべき	1.6
どれとも言えない	5.4
その他	0.4
わからない	6.6
不明	6.9

平成１２年３月　「生涯学習基本計画策定のための調査研究報告書」

（グラフ　１１）

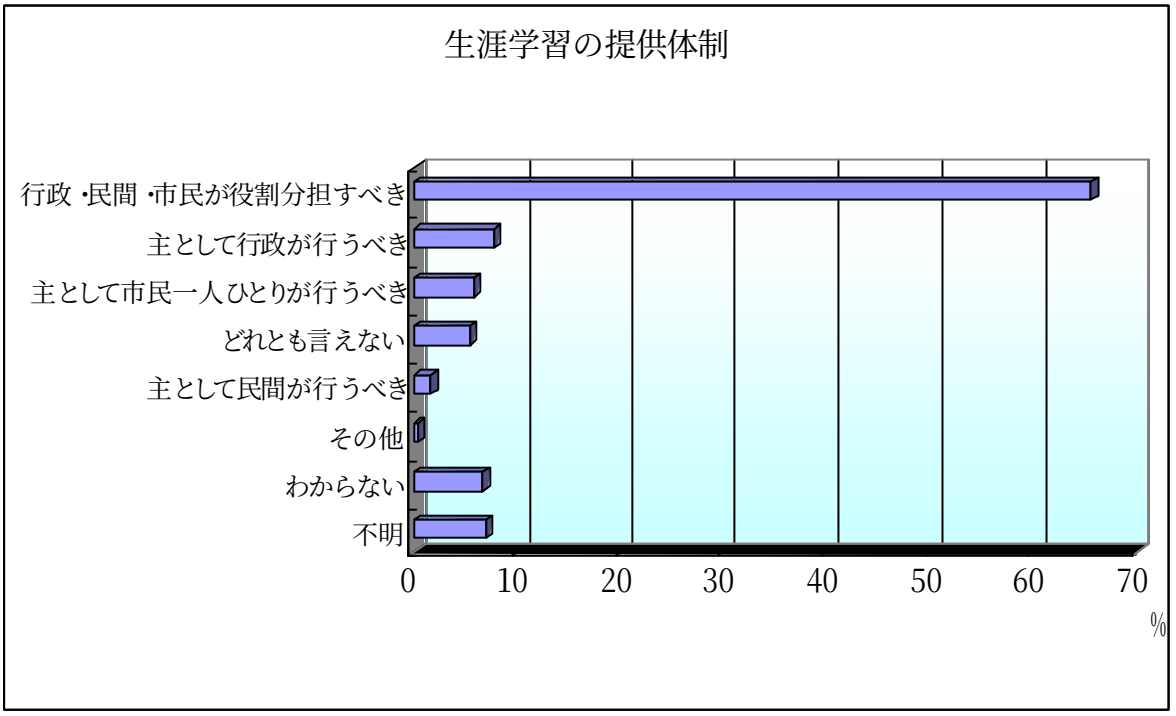

（表　１２）生涯学習支援体制に施策に対する要望

要望	%
学習に関する情報を得やすくする	41.3
学習内容の多様化を図る	39.9
学習に参加しやすい時間を設定する	30.8
学習費用の負担を軽減する	23.0
施設や設備の充実を図る	13.5
学習について相談できるようにする	12.0
学習内容の質を高める	8.2
学習仲間等との交流機会の充実	6.4
特にない	4.7
不明	3.4
その他	2.0

平成１２年３月　「生涯学習基本計画策定のための調査研究報告書」より

（グラフ　１２）

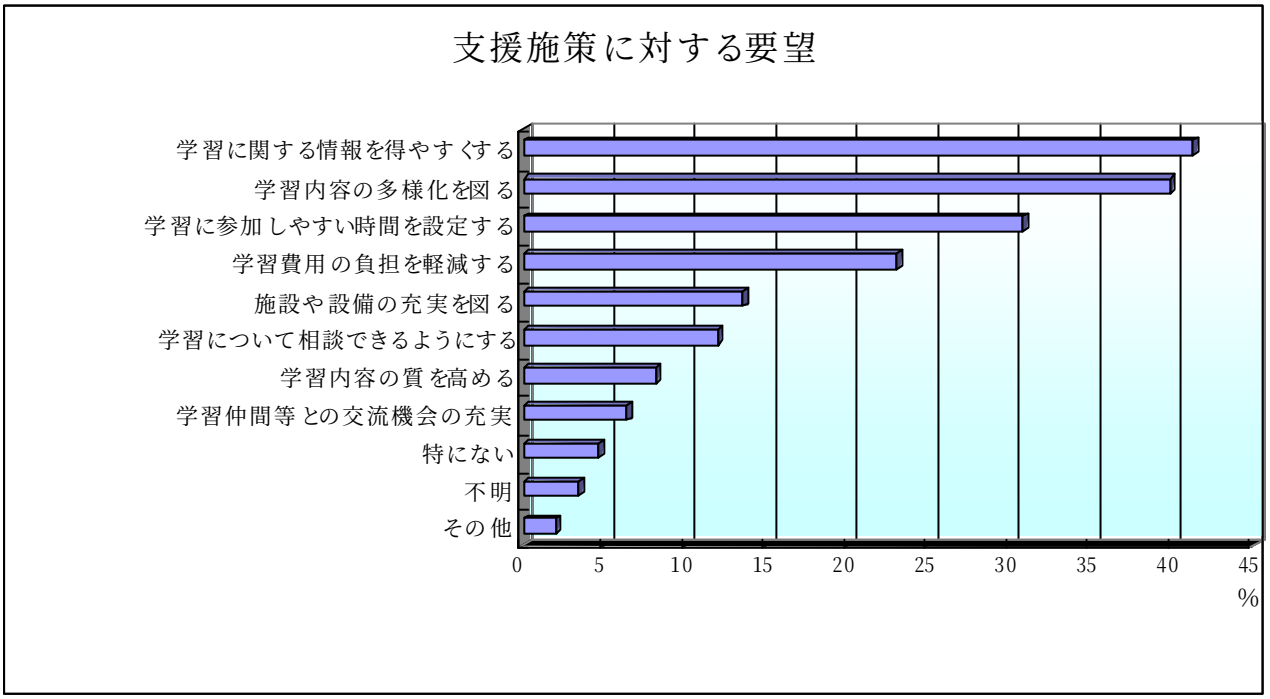

（表　１３）公的サービスの負担の考え方①

考え方	%
既存サービスを見直し、負担を増やさない	56.2%
個人負担でサービスを受けるべき	19.9%
公的負担が増えてもやむを得ない	7.0%
新しいサービスをせず、負担を減らす	3.0%
その他	14.0%

（生涯学習基本計画策定のための調査研究報告書　平成１１年）

（グラフ　１３）

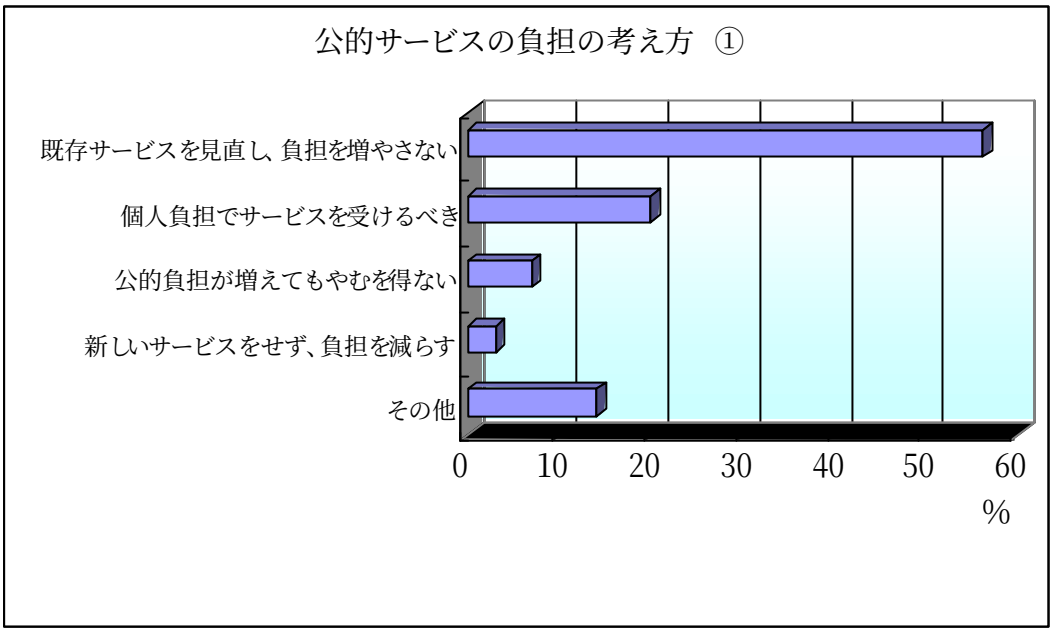

（表　１４）公的サービスの負担の考え方②　　（松戸市市民意識調査　平成８年　より）

考え方	%
充実・強化する部分もあるが、効果の薄い施策・事業の縮小や廃止を行い、市民の負担はできるだけ増やさない方がよい	58.6%
拡大や強化は慎重に行い、市民の負担は現状のままがよい	20.2%
充実・強化する必要があって実施するならば市民としての負担が増えるのはやむを得ない	10.6%
市は、施策や事業を適正に行う責任があるから市民は要望していけばよい	8.7%
不明・無回答	1.9%

（グラフ　１４）

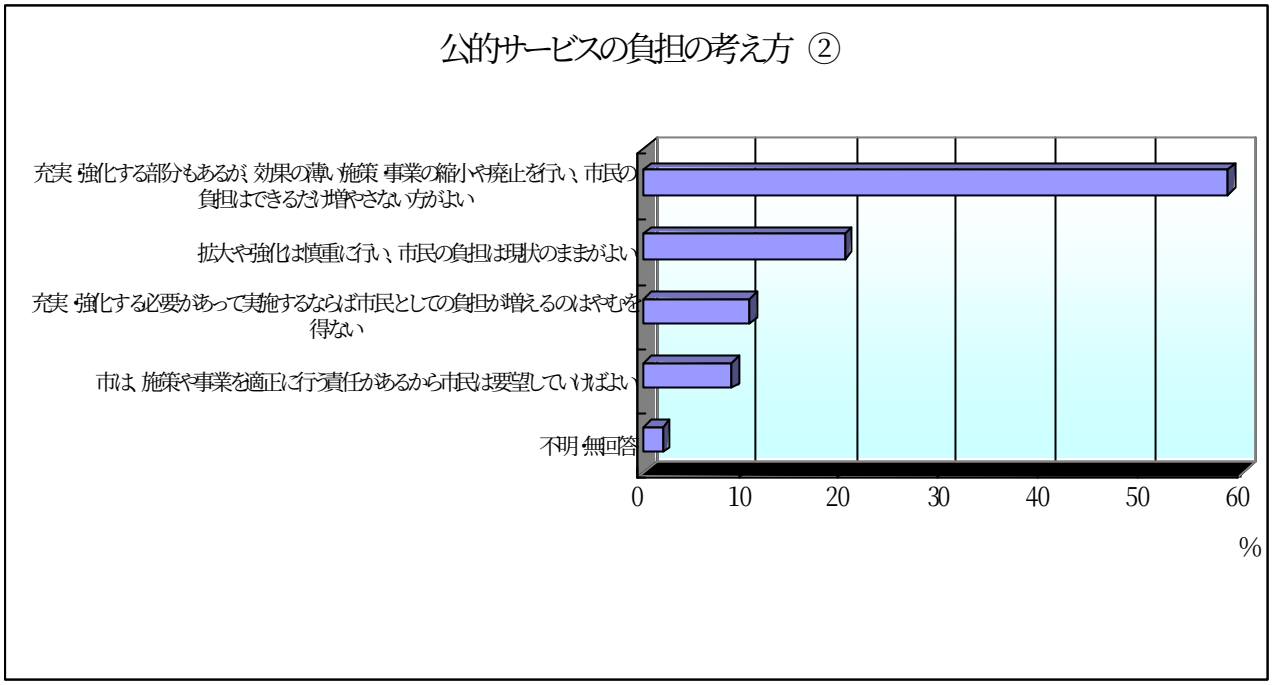

（表　１５）平成１３年度の松戸市内学校施設数

幼稚園	小学校	中学校	高等学校	専門学校	各種学校	養護学校	大学
43	48	23	11	7	3	2	3

（表　１６）社会教育団体等の数

種　　類	H8	H15	種　　類	H8	H15	種　　類	H8	H15
総合	9	42	詩吟	14	16	華道	4	4
書道	21	19	小唄	2	2	盆栽・園芸	10	8
ペン字	15	14	俳句・短歌	14	17	囲碁・将棋	7	9
油絵	14	15	川柳	1	1	手工芸	16	13
その他洋画	10	13	その他文芸	9	10	折り紙	4	3
日本画	6	5	混成合唱	11	15	語学	15	21
墨絵	12	13	男声合唱	1	1	料理	16	22
その他美術	8	9	女声合唱	28	32	歴史	1	3
工芸	13	12	管楽器	5	6	読書会	10	9
その他		104	弦楽器	6	7	婦人団体	6	3
写真	6	15	その他音楽	20	26	ボーイスカウト		11
民謡	14	15	社交ダンス	101	153	ガールスカウト		6
民踊	23	23	フォークダンス	17	17			
日本舞踊	9	21	その他ダンス	17	30	ＰＴＡ		1
邦楽	19	27	茶道	14	10	合計		809